

2025

# 後援会会則

令和7年4月1日

都城工業高等専門学校後援会

〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町 473 番地 1 ☎0986-47-1294

## 目次

都城工業高等専門学校後援会会則 .....	- 2 -
a.都城工業高等専門学校後援会役員選出細則.....	- 6 -
b.都城工業高等専門学校後援会役員旅費細則.....	- 7 -
c.都城工業高等専門学校後援会表彰・慶弔見舞金細則 .....	- 8 -
d.都城工業高等専門学校後援会「都城高専記念行事」積立金細則 .....	- 10 -
e.都城工業高等専門学校高千穂寮における空調機維持管理積立金取り扱い要項.....	- 11 -
f.都城工業高等専門学校後援会課外活動・研究助成旅費細則 .....	- 12 -
g.都城工業高等専門学校後援会 プライバシーポリシー .....	- 17 -

## 都城工業高等専門学校後援会会則

(名称)

第1条 本会は、都城工業高等専門学校後援会(以下、「本会」と呼ぶ)と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を都城工業高等専門学校内(都城市吉尾町473番地1)に置く。

(会員)

第3条 本会は、都城工業高等専門学校(以下「学校」という。)に在学する学生の保護者を会員として組織する。

(目的及び事業)

第4条 本会は、都城工業高等専門学校における教育・研究事業を支援するとともに、会員相互の交流・連携を図ることを目的とする。

2 活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学生の教育・研究活動・課外活動・進路指導・寮・福利厚生等の支援
- (2) 保護者交流会の開催
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 16名(本科2年生・3年生の各クラスから2名ずつ)
- (4) 監査役 2名

2 役員は総会において会員の中から選出し、役員の任期は、会長は原則2年、それ以外は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(任務及び組織)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の運営にあたり会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、担当の会務を執行する。会長不在の時は、うち1名がその職務を代行する。
- (3) 理事は、事業計画、予算・決算及びその他重要な事項を審議し、会務を執行する。
- (4) 監査役は、会計の監査を行う。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会、正副長会、理事会、連絡協議会とし、会長が招集する。

(総会)

第8条 総会は、年に1回毎年5月に開催する。議長は会長が務める。

2 総会で行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び事業計画の決定
- (2) 会則の改廃
- (3) 役員を選出報告
- (4) 予算の決議及び決算の承認
- (5) その他重要事項

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時総会は理事会が必要と認めた時、または会員の10分の1以上の要請があった場合とする。

(会費)

第9条 会費は、入会金10000円、会費は学生1名につき、年額25000円を納入するものとする。ただし、入会時に兄弟姉妹が本校に在籍している場合、又は本校本科を卒業した学生が、専攻科へ入学する場合は、入会金を免除する。

2 入会金及び会費は毎年5月に納入するものとする。

3 入学の取消の場合は入学料の返金に応じる。

4 年度途中の休学、退学等による年会費の返金・免除は行わない。

5 第4条の実施にあたり、役員会が必要と認めたときは、その事業実施のための必要経費として、会員から臨時の会費を徴収することができる。

(後援会事業連絡協議会)

第10条 本会と学校が協調して、第4条の事業を適切に実施するために、会長の諮問機関として、後援会事業連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、本会役員と学校長の推薦に基づく学校職員若干名で構成する。

3 協議会に関する詳細は別途定める。

(会計)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、4月1日から総会までの期間は、理事会の承認を得ることにより予算を執行することができる。

(事務)

第12条 本会の事務を処理するため、後援会職員を置く。

(会則)

第13条 本会の会則を改正しようとするときは、役員会の審議を経て総会において決定する。

附 則

1 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 都城工業高等専門学校後援会会則(昭和39年4月20日施行)は、廃止する。

- 附 則  
この会則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、昭和61年4月22日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成元年4月22日から施行する。ただし、第12条第2項及び同条第3項の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 附 則  
この会則は、平成元年7月12日から施行する。ただし、第18条の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 附 則  
この会則は、平成5年3月18日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成6年4月24日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成7年4月23日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則  
この会則は、平成21年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年4月24日から施行し、改正後の第17条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成27年4月18日から施行し、改正後の第23条の規定は、平成27年3月31日から適用する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

## a. 都城工業高等専門学校後援会役員選出細則

### (目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第5条に定める役員の選出方法について定めるものである。

### (任期)

第2条 役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、会長は原則2年、それ以外は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は、理事会の議を経て補充する。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も次期役員が決定するまでは、引き続き会務を行うものとする。

### (会長)

第3条 会長は、原則理事経験者の中から理事会において選出する。

### (副会長)

第4条 副会長は、理事経験者の中から理事会において選出する。ただし最低1名は寮生保護者とする。

### (理事)

第5条 理事は、本科2年生および3年生の各クラスから2名ずつ選出する。ただし、両学年に最低1名は寮生保護者が含まれていること。

### (監査役)

第6条 監査役は、原則として副会長経験者の中から理事会において選出する。

### (決定)

第7条 会長、副会長及び監査役の決定については、総会の承認を得なければならない。

### (雑則)

第8条 前各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

## 附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

## b. 都城工業高等専門学校後援会役員旅費細則

### (目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第6条に定める任務を本会の役員並びに会員等が円滑に行うために、旅費の支給について定めるものである。

### (旅費の支給)

第2条 旅費は、役員が本会の会議や行事に参加した場合に支給するものとする。ただし、他の行事と併催の場合は重複する支給はしない。

### (支給の範囲)

第3条 旅費の支給は交通費及び宿泊費とし、支給範囲は次のとおりとする。

(1)交通費は、公共交通機関を利用した場合の経費の範囲内とする。

(2)自動車を用いた移動が一般的である区間に関しては、Google マップの経路に15円/kmを乗じた額を交通費とし、おおむね50km以上の場合は往復の高速道路利用料金(実費)を支給する。

(3)宿泊費は、居住地が開催場所と遠隔地にあり(原則、自宅～目的地30km上)、帰宅できない場合又は行事の内容により帰宅が困難な場合に実費を支給する。(上限9000円)

2 日当は、任務に従事した時間が4時間未満の場合は1100円、4時間以上の場合は2200円とする。

### (旅行の命令)

第4条 第2条に定める会務を行うための旅行については、会長の事前承認によって行われる。

### (旅費の支払い)

第5条 旅費は、用務終了後に支払うものとする。ただし、会長の承認を得た場合は、この限りではない。

### (雑則)

第6条 前各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

### 附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

### c. 都城工業高等専門学校後援会表彰・慶弔見舞金細則

(目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第4条に定める本会の目的を達成するために、学生及び役員の表彰並びに慶弔見舞金について定めるものである。

(表彰基準)

第2条 本会の会員及び学生で、次の各号の一に該当する場合は、表彰することができる。

- (1) 役員(会長、副会長、理事)としての在任期間が2年以上となる時。
- (2) 学生が都城工業高等専門学校学生表彰規則第2条に規定する学業成績優秀者、課外活動優秀賞、5年間皆勤賞、5年間精勤賞及び特別賞に該当したとき。
- (3) 外国人留学生在が外国人留學生学業成績優秀賞を受賞したとき。
- (4) 文化祭・高専祭で実施される4年生研究発表にて優秀賞を受賞したとき。
- (5) 学生が、深山賞(図書館主催)を受賞したとき。
- (6) その他理事会が必要と認めたととき。

2 前項の表彰は、次により行う。

対象	内容	時期・場所
役員	記念品(2年3千円、以後1年毎+3千円)	理事会
学業成績優秀者	記念品(1万円)	卒業式
課外活動優秀賞	記念品(3千円)	卒業式
5年間皆勤賞	記念品(3千円)	卒業式
5年間精勤賞	記念品(1千円)	卒業式
特別賞	記念品(3千円)	卒業式
外国人留學生学業成績優秀賞	記念品(3千円)	卒業式
4年生発表研究優秀賞(1クラス)	記念品 商品券 500円/人	文化祭・高専祭
深山賞	深山賞 図書カード(3千円) 図書館長賞 図書カード(2千円) 優秀賞 図書カード(1千円) 優良賞 図書カード(500円)	書評コンクール
その他理事会が認めた者	理事会が決定する	随時

(慶弔)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、下記慶弔金等を贈るものとする。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 学生及び教職員が死亡したとき | 2万円及び生花等(1万円程度) |
| (2) 会員が死亡したとき      | 1万円及び生花等(1万円程度) |

(見舞)

第4条 学生で次の各号の一に該当する場合は、下記の見舞金を贈るものとする。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 学生が引き続いて1か月以上療養したとき             | 1万円 |
| (2) 学生の家庭が不慮の災害等で半焼及び全焼又は半壊及び全壊したとき | 1万円 |

(雑則)

第5条 前各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 都城工業高等専門学校後援会表彰及び慶弔見舞金に関する内規(昭和44年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

## d. 都城工業高等専門学校後援会「都城高専記念行事」積立金細則

### (目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第4条に定める本会の目的を達成するために、都城高専記念行事資金の積立金について定めるものである。

### (積立)

第2条 積立額は毎年度10万円とする。

### (事業内容の決定)

第3条 記念行事の内容は、理事会の承認を経て総会で決定するものとする。

### (雑則)

第4条 前各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

### 附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 都城高専記念行事資金の積立に関する規程の制定について・都城高専行事資金の積立に関する規則(平成27年4月18日施行)は、廃止する。

- e.都城工業高等専門学校高千穂寮における空調機維持管理積立金取り扱い要項  
令和6年2月5日 寮務委員会決定  
令和6年2月5日 後援会学生寮担当役員会了承

【制定理由】

高千穂寮に設置するエアコンに係るリース契約終了後の取外し及び廃棄処分に要する諸費用並びにエアコン内部のクリーニングに要する費用を寮生保護者から徴収して積立することに伴い、必要な事項を定めるものである。

(趣旨)

第1条 この要項は、都城工業高等専門学校(以下「本校」という。)高千穂寮に設置するエアコンに係る空調機維持管理積立金(以下「寮エアコン積立金」という。)の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 寮エアコン積立金は、後援会がリース契約で寮建物に設置するエアコンに係るリース期間終了後における機器の取外し、撤去、運搬及び廃棄処分などの諸費用並びに、高千穂寮の居室に設置するエアコン内部のクリーニング作業に要する費用に充てるものとする。

(費用負担者)

第3条 寮エアコン積立金は、本校高千穂寮に入居する学生の保護者等(以下「寮生保護者等」という。)から徴収する。

(徴収方法・金額)

第4条 寮エアコン積立金は、本校寮生保護者等から別に定める金額を管理費に含めて徴収し、本校学生課長名義の預り金口座に入金するものとする。

(決算)

第5条 寮エアコン積立金は、年度末における残額について後援会名義預り金口座へ移し替えるとともに、後援会から寮生保護者等へ決算報告されるものとする。

(金額の変更)

第6条 寮エアコン積立金の額は、少なくとも一年に一度、本校と後援会が協議のうえ、必要に応じて変更するものとする。

(支出)

第7条 寮エアコン積立金の支出にあたっては、本校の確認を経て後援会が行うものとする。

(事務)

第8条 寮エアコン積立金に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

## f. 都城工業高等専門学校後援会課外活動・研究助成旅費細則

(目的)

第1条 この細則は、都城工業高等専門学校後援会会則第4条の事業を遂行するために、学生等の旅費等の支援に関し必要な事項を定めるものである。

(支援事業)

第2条 後援会が学生に旅費等を補助する対象は次のとおりとする。

(1) 全国高等専門学校連合会主催大会

- ・九州沖縄地区国立高等専門学校体育大会
- ・全国高等専門学校体育大会
- ・全国高等専門学校ロボットコンテスト 九州沖縄地区大会
- ・全国高等専門学校ロボットコンテスト 全国大会
- ・全国高等専門学校プログラミングコンテスト
- ・全国高等専門学校デザインコンペティション
- ・全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト 九州沖縄地区大会
- ・全国高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト 全国大会

(2) 全国高等専門学校連合会後援事業

- ・九州沖縄地区高等専門学校弓道大会
- ・全国高等専門学校弓道大会
- ・本田宗一郎杯 Honda エコマイレージチャレンジ

(3) 高等学校体育連盟主催

- ・全九州高等学校体育大会(九州高等学校総合体育大会)
- ・全国高等学校総合体育大会(インターハイ)

(4) 高等学校文化連盟主催

- ・全九州高等学校総合文化祭(九州高等学校総合文化祭)
- ・全国高等学校総合文化祭

(5) 高等学校野球連盟主催

- ・全国高等学校野球選手権大会(夏の甲子園)

(6) 吹奏楽連盟主催

- ・宮崎県吹奏楽コンクール
- ・九州吹奏楽コンクール

・全日本吹奏楽コンクール

2 学生が参加する課外活動で、後援会が補助する対象は次の経費とする。

- (1)次条に定める正選手等の旅費・交通費
- (2)学校負担金
- (3)分担金
- (4)ロボコン製作費
- (5)引率者旅費
- (6)その他、後援会が必要と認めた経費

(補助対象)

第3条 旅費等の補助の対象は、大会エントリーシートの記入対象または大会要項に定める者のうち以下の者に限る。

- (1)正選手
- (2)マネージャー 男女それぞれ正選手がいる場合に限り男女各1名まで
- (3)ピットクルー(ロボコン)

(旅費等補助額)

第4条 補助にあたり、第2条第1項に掲げる大会を「一次大会」と「二次大会」に分類する。

2 エコランは、4か所の開催地に応じて下表のとおり分類する。ただし補助は1回とする。

3 連合会が主催または後援する事業で、吹奏楽部が出場できる大会がないので、吹奏楽連盟が主催するコンクールを補助の対象とし、宮崎県大会または九州コンクールを一次大会とする。ただし、補助はどちらか1回とする。

区分	一次大会	二次大会
連合会主催	九州沖縄地区高専体育大会	全国高専体育大会
	ロボコン地区大会	ロボコン全国大会
		全国プロコン本選
		全国デザコン本選
	英語プレコン九州大会	英語プレコン全国大会
連合会后援	九州沖縄地区高専弓道大会	全国高専弓道大会
	エコラン(九州)	エコラン(鈴鹿・茂木・全国)
高体連	九州高校総体	全国高校総体
高文連	九州高校総文祭	全国高校総文祭
高野連		夏の甲子園
吹奏楽連盟	宮崎県・九州コンクール	全日本コンクール

第5条 学生に対する補助額は次のとおりとする。

(1)補助額は1泊1万円とし、一次大会は上限1泊、二次大会は上限3泊とする。一泊当たりの宿泊費が1万円未満である場合でも、差額は交通費補助とみなし、補助額は一律1万円とする。

(2)宿泊がなく、日帰りによる大会参加の場合は次のとおりとする。1大会の期間中、次の①と②は一日ごとに併用可とする。

①貸切バスの場合 補助額は一日あたり 3000 円とし、一次大会は上限1日、二次大会は上限3日とする。補助対象者 1 人当たりの額が 3000 円未満の場合も、補助額は一律 3000 円とする。

②上記以外の場合、公共交通機関を実際に使用した区間を補助の対象とする(自家用車等は補助対象外)。この場合、補助額上限を一日あたり 3000 円までの実費とし、一次大会は上限1日、二次大会は上限3日とする。

(学校負担金)

第6条 以下の登録料等及び振込手数料については、後援会が全額補助する。

団体名	協会名等	補助対象
都城高専	都城市スポーツ協会	学校登録料

2 上表にないものでも、これに類するものは予算の範囲内で補助の対象とする。

(分担金)

第7条 次の大会開催の実施経費(分担金と呼ばれる)について、後援会が全額補助する。

- (1)全国高等専門学校高専ロボットコンテスト 九州沖縄地区大会
- (2)九州沖縄地区国立高等専門学校高専体育大会
- (3)九州沖縄地区高等専門学校弓道大会
- (4)九州沖縄地区国立高等専門学校英語プレゼンテーションコンテスト

2 この費用は、後援会から学校への寄附により支払う。

(ロボコン製作費)

第8条 後援会は、ロボットコンテストの製作費としてロボット製作局へ 40 万円を補助する。

2 ロボット製作局局長は、コンテスト参加の結果を後援会へ報告する。

(旅行手配)

第9条 学校が行う大会参加の手配が煩雑であることから、手続きの補助と集金の安全を目的として、本会が旅費を補助する出張に関しては、別に定める旅行代理店へ依頼することを原則とする。ただし、学生が学校の定める方法により集金を行う場合はこの限りではない。

2 後援会は、年度当初に部活動保護者から旅費請求用のメールアドレスを集め学生係へ伝える。

3 学校は、大会参加決定後、旅行代理店へ参加者名簿に開催要項等を添えて旅行行程作成及び見積りを依頼する。この名簿の必要事項は次のとおりとする。

- (1)学生氏名、生年月日、性別、学部、学年

(2)引率者氏名、生年月日、性別、メールアドレス、引率代表者の携帯電話番号

(3)後援会補助対象、対象外

(4)出発日、帰着日

(5)その他連絡事項

4 旅行代理店は、行程表及び見積書を作成し学校へ提出する。

5 発注が確定したら、旅行代理店は保護者・後援会・引率者へ請求書をメールで送付する。

6 家庭の都合により期限までの支払いが難しい場合、保護者は締切りの3日前までに後援会事務局に相談する。

7 支払いが完了したら、旅行代理店はチケット等を学校へ送付する。

8 天候不良、体調不良等による出発前の変更について、学校は速やかに旅行代理店に連絡し、所定の手続きを行う。

9 派遣中の天候不良、体調不良等による変更について、引率者は必要な手続きを行う。旅行代理店は引率者のサポートを行う。

10 旅行代理店は、請求額に差額が生じた場合は大会終了後に精算する。

(引率者旅費)

第10条 大会参加にかかる引率者の旅費は、国立高等専門学校機構旅費取扱規則及び関連する細則等に準じる。

2 対象となる大会については、原則として第2条に記載の大会に、地区大会・県大会及び土日等に行われる課外指導に係る大会(練習試合など)を加えたものとする。

3 後援会は、規定の予算を学校に寄附する。引率者数については学校に一任する。

4 貸切バス、レンタカー、タクシーの料金計算は、引率者を入れるものとする。

5 年度末に、結果(様式自由:期日、大会名、部活動名、引率者名、金額、大会結果)を報告することを原則とする。

(研究助成旅費補助)

第11条 学生等が参加する学会発表の支援範囲及び補助額は、次のとおりとする。

(1)旅費等の補助の対象は専攻科生に限る。補助は専攻科在籍中に1回までとする。

(2)旅行手配に関する第9条の旅行代理店の利用については、学会ごとに自由とする。

(3)補助額は次のとおりとする。

①宿泊費は、国内外や開催地に関係なく、一泊 5000 円を限度とする実費制し、上限2泊とする。

②交通費は、国内外や開催地に関係なく、1泊2日以内は 36500 円、2泊3日以上は 42500 円を上限とする実費制とする。

③交通費は、実際に使用した公共交通機関の区間を補助の対象とする。

④交通費のうち、鉄道利用については、次のとおりとする。

(ア)JR 利用については、片道 100km 以上の場合に、特急利用の料金を補助する。

(イ)新幹線利用については、佐賀・長崎・福岡以北の場合、B&S(高速バスと新幹線のセット)切符を補助する。

⑤パック商品を使用した場合の交通費の計算方法

(ア)パック商品に夕・朝食が含まれていない場合

交通費=パック料金+(夕・朝相当額 1700 円×泊数)-(宿泊料定額 8200 円×泊数)

(イ)パック商品に夕食のみ含まれている場合

交通費=パック料金+(朝食相当額 850 円×回数)-(宿泊料定額 8200 円×泊数)

(ウ)パック商品に朝食のみ含まれている場合

交通費=パック料金+(夕食相当額 850 円×回数)-(宿泊料定額 8200 円×泊数)

(エ)パック商品に夕・朝食が含まれている場合

交通費=パック料金-(宿泊料定額 8200 円×泊数)

⑥パック商品を使用した場合の宿泊費の計算方法

一泊あたりの宿泊費=(パック料金-上記⑤で計算した結果の交通費)÷泊数

(雑則)

第 12 条 前各条により難しい場合は、会長及び副会長の判断によるものとする。

2 細則の改廃については、理事会が行い、総会において報告するものとする。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 「学生指導の旅費及び手当・学生等への補助の取扱いについて(後援会負担分)」(昭和62年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

## g. 都城工業高等専門学校後援会 プライバシーポリシー

都城工業高等専門学校後援会(以下「後援会」という。)は会員の個人情報の重要性を認識し大切に扱うとともに、個人情報の保護に関する法律に基づいてプライバシーポリシーを以下のように策定し、会員の個人情報を保護します。

### 1 (法令の遵守)

後援会は、個人情報保護法とその他関係法令およびガイドライン等を遵守します。

### 2 個人情報の定義

後援会が取り扱う個人情報とは、学生の情報(氏名、性別、学科、学年、部活動など)、保護者の情報(氏名、住所、電話番号、E-mail アドレスなど)を指します。

### 3 個人情報の収集

後援会が会員から個人情報を収集する際は、後援会入会時に本プライバシーポリシーを提示し、承諾をいただいたうえで収集させていただきます。

### 4 個人情報の利用目的

後援会は、都城工業高等専門学校の学生の保護者をもって組織され、会則に定める「都城工業高等専門学校における教育・研究事業を支援するとともに、会員相互の交流・連携を図る」ことを目的として、各種事業を行うものであり、各種事業を行うにあたり、個人情報の利用目的を以下に限定したうえ、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。

#### \*個人情報の利用目的

- ・会員への諸通知、連絡および関係資料等の送付
- ・卒業、修了後のお知らせ、調査などを目的とした書簡の送付

### 5 個人情報の利用

個人情報の利用者を以下に限定したうえ、その利用者には「個人情報誓約書」(別紙)の提出を必要とします。

#### \*個人情報の利用者

- ・会長、副会長、理事
- ・後援会事務局員

## 6 安全管理措置

後援会は、会員の個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破棄・改ざん・漏洩等に対する予防措置および安全対策を講じます。

## 7 第三者提供の制限

後援会は、個人情報の利用を限定した上、法令による場合を除き、会員の承諾なく第三者に提供・開示しません。

## 8 開示・訂正等

後援会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

## 9 継続的見直し

後援会は、個人情報の取り扱いについて、有効かつ適正な運用が持続的になされるよう継続的な見直しと改善を図ってまいります。

以上

〈個人情報お問合せ窓口〉

〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町 473 番地の1

都城工業高等専門学校後援会事務局

TEL 0986-47-1294

メール kouenkai@jim.miyakonozyo-nct.ac.jp

制定日 令和4年4月1日

効力発生日 令和7年4月1日